

独立行政法人教職員支援機構における公的研究費の不正使用防止に係る基本方針

平成30年4月1日
理事長 裁定

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）を踏まえて、機構における公的研究費について不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために、以下のとおり取り組むものとする。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うために不正防止対策に関して機構の内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機構の内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正の発生を防止する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行い、取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入して管理する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用に関するルール等について、機構の内外からの相談を受け付ける窓口を整備するとともに、公的研究費の不正への取組に関する機構の方針等を外部に公表する。

6. モニタリング等

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機構全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。